

保険・年金 フォーカス

医療・介護分野のデータ利活用による 新たなサービスが2020年度稼働 ～「データヘルス改革」の進捗と展望

保険研究部 ヘルスケアリサーチセンター 准主任研究員 村松 容子
e-mail: yoko@nli-research.co.jp

国民の健康寿命のさらなる延伸と、医療・介護サービスの効果的・効率的な提供を目指した「データヘルス改革」による、健康・医療・介護分野のデータ利活用による新たなサービスが2020年度稼働する予定である。

本稿では、予定されている8つの新たなサービスの整備状況と今後の展望を紹介する。

1——健康・医療・介護分野でのデータの利活用に向けたこれまでの動き

健康・医療・介護分野でのデータ集積と活用のための新たな情報基盤が整備されつつある。政府の未来投資戦略で掲げられている健康寿命のさらなる延伸と効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を目的として、健康・医療・介護のデータの連結に向けたICTインフラの改革と、ゲノム解析やAI等の最先端技術の医療への導入を目指す「データヘルス改革」の一環としての取り組みである。

この情報基盤は、これまで健康・医療・介護等分野でバラバラに蓄積されてきたデータを連結し、医療や介護サービスの質の向上、効率化を図るためのもので、2020年度に本格稼働する予定である。この基盤を使った医療・介護サービスの概要は、2016年10月に公表された「保健医療データプラットフォーム（「保健医療分野におけるICT活用推進懇談会」報告書¹）で示されていた²。

具体的な検討のために、2017年1月、厚生労働省内に「データヘルス改革推進本部」が設置された。データヘルス改革推進本部は、同年7月に、データヘルス改革で2020年度に実現する8つのサービスをまとめた「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」を公表し、2018年7月には、各サービスの提供開始に向けた詳細な工程表を策定した。

さらに、今年9月に工程表の進捗確認と、2021～2025年度（第2期）に向けた推進計画工程表が公表した。本稿では、9月に開催されたデータヘルス改革推進本部の資料に基づき、各サービスの整備状況と今後の展望を紹介する。

¹ 団塊ジュニアが65歳に到達し始める2035年を見据えて示された「保健医療2035提言書」を受けてまとめられたもの。

² 村松容子（2017年4月）「[既往症や服薬歴の一元管理と利活用](#)」ニッセイ基礎研究所 基礎研レター

2—データヘルス改革で提供されるサービスの概要と現在の整備状況

1 | 提供サービスの全体像

データヘルス改革で実現が予定されているのは、以下に示す5分野8つのサービスである(図表1)。

これに先駆けて、データの連結や利用のために、これまで世帯単位だった被保険者番号を個人単位化し、個人単位の被保険者番号を使って各種受診等データと資格情報が1対1で対応できる環境が整った(オンライン資格確認)。

図表1 「データヘルス改革」によって2020年度に実現するサービス

データヘルス改革の基盤構築 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者番号の個人単位化 オンライン資格確認システムの導入 	
I 最適な保健医療サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関が保有する患者の過去の診療データ等を参照可能なシステムの構築【保健医療記録共有】 ② 医療的ケア児(者)等が災害・事故等に遭遇した際に、医療関係者が迅速に必要な患者情報を共有できるサービスの提供【救急時医療情報共有】 	II 健康・医療・介護のビッグデータの連結・活用、PHR <ul style="list-style-type: none"> ③ 個人単位で、特定健診データや薬剤情報等の経年データを閲覧するためのシステムを整備【PHR】と、従業員の健康に関する分析データを事業主に提供するサービス【健康スコアリング】 ④ 乳幼児期・学童期の健康情報を一元的に確認できる仕組みの構築【乳幼児期・学童期の健康情報・PHR】 ⑤ NDBや介護DBなど各種データベースを保有する健康・医療・介護情報を連結し、ビッグデータとして分析可能な環境の提供【データヘルス分析関連サービス】
III 科学的介護の実現 <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 科学的な検証に裏付けられた客観的な情報の収集【科学的介護データ提供】 	V 審査支払機関の強化 <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 医療保険情報にかかわるデータ分析等に関する業務を追加
IV がんゲノム情報の活用等 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ ビッグデータやAIを活用したがんゲノム医療等の推進【がんゲノム・AI】 	

(資料) 厚生労働省 第5回データヘルス改革推進本部(2019年2月)「データヘルス改革で実現するサービスと工程表」等より筆者作成

2 | 各サービスの進捗

各サービスの進捗は図表2のとおりである。2020年度のサービス提供に向けて、健康保険法等の一部改正や母子保健法等改正等を行いながら、システム構築が進められている。

図表2 各サービスの進捗

サービス	進捗
被保険者番号の個人単位化	・2019年7月に「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会」を設置。オンライン資格確認システムや医療等情報の連結の仕組みの検討を開始し、必要な法的手当を行い、2021年度から運用予定
オンライン資格確認	・オンライン資格確認の導入を盛り込んだ「健康保険法等一部改正法案」が成立。これによって、「データヘルス改革の基盤構築」「データヘルス分析関連サービス」「審査支払機関機能の強化」が実現
①保健医療記録共有	・2018年6月から実証事業を福岡と佐賀で実施。無駄な投薬の減少等、薬剤情報の有用性が高いことが確認され、医療情報システムの標準化が課題だった ・特定健診等情報は2021年3月、薬剤情報は同10月から、全国の医療機関で閲覧可能となる予定

②救急時医療情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・プロトタイプを構築した上で、医療的ケア児等とその家族、医師の意見をふまえてシステムを改修 ・2019年度中にシステム運用開始。医療的ケア児等の事前登録を開始（現在1,700名余り）
③PHR、健康スコアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・健康スコアリングについては、2018年8月に、全健保組合と国家公務員共済組合に対して、保険者単位のレポートを通知、同年11月に効果検証 ・2019年度中に国保・後期高齢者医療広域連合におけるスコアリング、2021年度から健保組合等について事業主単位でのスコアリングを実施予定 ・PHRについては、マイナンバーカードによる資格確認は2020年度中に開始予定。マイナポータルでの閲覧は、予防接種履歴については2017年度から、乳幼児健診情報は2020年6月、特定健診等情報は2021年3月、薬剤情報は同年10月からの開始に向け、システム構築予定
④乳幼児期・学童期の健康情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」で収集項目を整理 ・デジタル手続法案で、受診の有無等の乳幼児健診の情報を転居時に引き継げるよう規定を整備 ・2020年6月頃からのサービス開始に向けて、市町村におけるシステム改修経費の補助等を予定
⑤データヘルス分析	<ul style="list-style-type: none"> ・NDB、介護保険総合DB等の連結解析等を盛り込んだ「健康保険法等一部改正法案」が成立 ・2020年度中の運用開始に向け、システム改修や運用ルールを検討予定
⑥科学的介護データ提供	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年7月に、介護保険総合データベースやVISITを補完する科学的介護を実現するためのデータを収集するデータベース（CHASE）について、収集項目を「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において整理 ・2020年度からの本格運用に向けて当該データベースの構築やモデル事業を実施予定
⑦がんゲノム・AI	<ul style="list-style-type: none"> ・がんゲノムについては、2018年2月にがんゲノム医療中核拠点病院を11箇所指定、2019年4月までにがんゲノム医療連携病院を156箇所公表 ・2019年9月を目途に、遺伝子パネル検査の医学的解釈を自施設で完結できる医療機関として、がんゲノム医療拠点病院を30箇所程度指定する予定 ・2018年12月に2種類の遺伝子パネル検査機器が薬事承認、2019年6月には患者同意を得てデータをごんゲノム情報管理センター（C-CAT）に提出することを要件としてパネル検査の保険適用開始。これに伴い、C-CATにがんゲノム情報のデータを集積する仕組みの運用を開始 ・AIについては、重点6領域（注）のうち画像診断支援領域では、医学会を中心としたDB構築、AI開発を推進。日本消化器内視鏡学会では、アノテーションツールにより学習データを改善し、2019年度に胃癌内視鏡診断のAIプロトタイプの精度評価を実施。また、日本病理学会と国立情報学研究所との共同研究では、2018年度に胃生検病理診断AIエンジンを開発し、2019年度からは実証実験を開始 ・AI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度の導入を含む医薬品医療機器法の改正案を平成31年通常国会に提出
⑧審査支払機関改革	<ul style="list-style-type: none"> ・審査支払機関の機能強化を盛り込んだ「健康保険法等一部改正法案」が成立 ・支払基金の審査支払新システムの調達を進め、審査プロセスの見直しや支払基金の組織の見直し等を予定

（注）厚生労働省「保健医療分野におけるAI活用推進懇談会」において、ゲノム医療、画像診断、支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援を重点6領域として選定した

（資料）厚生労働省 第6回データヘルス改革推進本部（2019年9月）等より筆者作成

3 | 2021～2025年度（第2期）の予定

2021年度以降は、2025年度までを第2期とし、これまで進めてきたサービスの延長として、「ゲノム医療・AI活用の推進」「自身のデータを日常生活改善等につなげるPHRの推進」「医療・介護現場の情報利活用の推進」「データベースの効果的な利活用の推進」を実施項目として挙げた。

ゲノム医療では、現在、がんのパネル検査が既に保険診療が可能となっているが、今後は一部の遺伝子情報を活用するパネル検査だけでなく、全ゲノムの活用を推進するとしている。また、データベースの効果的な利活用の推進においては、医療機関等で蓄積されているデータ等を、患者個人が選択して容易に持ち運ぶことが可能となる「データポータビリティ」などについて議論される予定である。

3—今後検討される内容と課題

基盤構築については、上記のように、おおむね 2020 年度を目指して進んでいるようである。

しかし、取り扱う情報、すなわち、何の項目を集積し、どの項目を誰に開示するか決まっていないデータベースも多い。たとえば、40～74 歳が受けることになっている特定健診については、どの健診機関で受診してもおおむね同じ項目の検査が行われる。一方で、妊婦健診に関しては、健診自体が標準化されていないほか、補助券方式の自治体においては検査結果の把握が困難な状況である。

また、標準化されているデータであっても、健診結果は確定診断ではなく、スクリーニングの一環であり、確定診断と同様に扱うには不向きなのではないかといった意見もある。科学的介護を実現するために、現在の介護関連 DB を補完するデータを収集するデータベース（CHASE）では、当面の集積項目が決まったが、介護サービス事業所での負担に配慮しながら、見直すことも想定されているようだ。

さらに、個人の閲覧に関しては、個人に健診等結果の解釈を任せるのは、医学的に安全性や効果を担保できない可能性があること等が指摘される等、稼働に向けて検討が必要な課題は多い。

2020 年度に向けて、議論が進み、データの利活用が進展することを期待したい。